

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員の給与及び旅費に関する条例

昭和 45 年 11 月 2 日

条例第 3 号

改正 昭和 49 年 3 月 20 日条例第 3 号

平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号

平成 19 年 2 月 21 日条例第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のもの(管理者及び副管理者をいう。以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 特別職の職員の給与は、次のとおりとする。

管理者 年額 12,000 円

副管理者 年額 11,000 円

(支給日等)

第3条 給与の支給日は、毎年9月 30 日及び3月 31 日(その日が日曜日に当たるときはその前日)にそれぞれ半額を支給する。

2 前条に掲げるものが退職し又は死亡したときは、その月までの月数により年額を按分して得た額を支給する。ただし月の途中の場合は日数計算による端数を生じたときは切上げて 100 円単位とする。

(旅費)

第4条 特別職の職員の旅費額は、匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成 18 年条例第 42 号)の例による。

(補則)

第5条 この条例の定めるもののほか、給与及び旅費に関しては、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 3 月 20 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 21 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。